

週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

目的

建設業界では将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、週休2日について達成状況に応じた、工事成績評価・経費補正等を行うことで、より多くの建設会社に無理なく制度導入を促し、週休2日の定着と働き方改革を推進することを目的とする。

I 週休2日制度

1 用語の定義

①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 対象工事

基本的に、土木部所管の全ての工事を対象とする。

<対象外工事>

① 「土木部土木請負工事成績評価の実施要領」において工事成績評価の対象外となる総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事。

② 「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事。

③ 現地作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

※「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事は「営繕課・設備課所管工事における週休2日制度実施要領」（兵庫県まちづくり部営繕課・設備課）を適用する。

3 実施方法

・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別紙1参照）

・受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の全ての土曜・

日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。

- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- ・受注者は、週休2日制度から週休2日制度（交替制）へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

4 工事成績評定

・現場閉所の週休2日（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を達成した場合に評価する。（検査項目別運用表：主任監督員・総括監督員の工程管理欄にて評価）

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。

- ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

5 確認方法等

- ・工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。（別紙3参照）
- ・土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（土日）の場合には同一の週で振り替えること。
- ・受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ・現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること（別紙2参照）

7 港湾工事・空港工事における留意事項

港湾工事及び空港工事においては経費等の補正を継続することから、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）の「週休2日制（土日現場閉所及び交替制）の経費補正における積算要領」により計上する。

Ⅱ. 週休2日制度（交替制）

1 用語の定義

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。（月を跨ぐ場合も含む）

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

2 対象工事

土木部所管の全ての工事のうち、「週休2日制度」による実施が困難な下記の工事を対象とする。

- ① 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日）に作業が必要な工事。
- ② 昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事。
- ③ 現場条件や供用までの工期に制約があるなど現場閉所が困難と認められる工事。
- ④ 災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事。

<対象外工事>

- ① 「土木部土木請負工事成績評定の実施要領」において工事成績評定の対象外となる総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事。
- ② 「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事。
- ③ 現地作業が1週間に満たない工事

※「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事は「営繕課・設備課所管工事における交替制週休2日制度実施要領」（兵庫県まちづくり部営繕課・設備課）を適用する。

3 実施方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度（交替制）の対象であることを明記する。（別紙1－1参照）
- ・受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載し、週休2日制度（交替制）を反映した施工計画書を提出する。
- ・対象期間は、現場着手から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、

工場製作期間、工事完了後等の期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まれない。

- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日制度(交替制)の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- ・受注者は、週休2日制度(交替制)から週休2日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

4 工事成績評定

- ・週休2日制度(交替制) (完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制)を達成した場合に評価する。

(考查項目別運用表：主任監督員・総括監督員の工程管理欄にて評価)

※対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての週で28.5%(2日/7日)以上または、全ての月で28.5%(8日/28日)以上の場合。

当該週または当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。

- ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

5 確認方法等

- ・受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。(別紙3-1参照)
- ・悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- ・受注者の作業員や下請け企業が週休日に他の現場に従事することを制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)
- ・現場代理人等(監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐)が週休日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 工事看板

週休2日制度(交替制)対象工事の受注者は、週休2日制度(交替制)対象工事であることを、工事看板に明記すること(別紙2-1参照)

7 空港工事における留意事項

空港工事においては経費等の補正を継続することから、積算基準の運用(積算参考資料Ⅰ)の「週休2日制(土日現場閉所及び交替制)の経費補正における積算要領」により計上する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から適用する

平成30年 4月 1日一部改定

平成30年10月 1日一部改定

令和 2年 7月 1日一部改定

令和 3年 4月 1日一部改定

令和 5年10月 1日一部改定

令和 6年10月 1日一部改訂

令和 7年10月 1日一部改定

令和 8年 6月 1日一部改定（令和8年6月30日 修正）

I 週休 2 日制度

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休 2 日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休 2 日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

2 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1 ヶ月あたり 2 日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休 2 日（同一週内での週休 2 日）または月単位の週休 2 日が認められる状態になるよう振り替えること。

3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休 2 日（完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日）を達成した場合に工事成績の評価を行う。

明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。

5 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 受注者は、週休 2 日制度から週休 2 日制度(交替制)へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

Ⅱ. 週休 2 日制度（交替制）

（１）入札公告における記載例

本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休 2 日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度（交替制）」の対象工事である。

（２）特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休 2 日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度（交替制）」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

2 悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。

3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において週休 2 日制度（交替制）（完全週休 2 日交替制または月単位の週休 2 日交替制）を達成した場合に工事成績の評価を行う。

明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

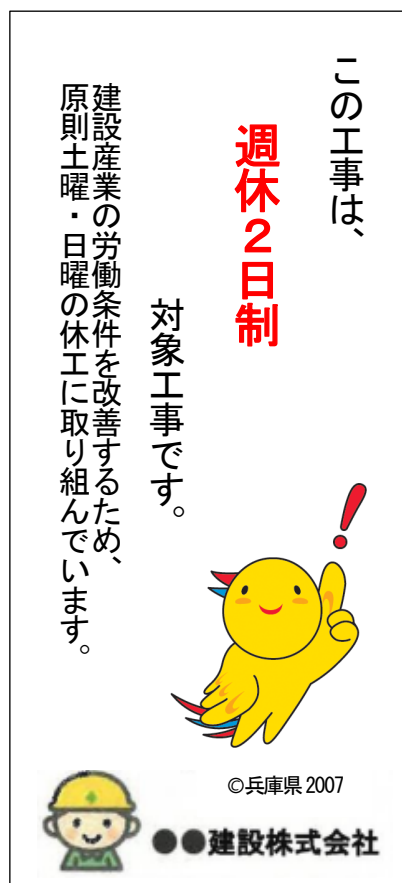
※対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての週で 28.5%（2 日／7 日）以上または、全ての月で 28.5%（8 日／28 日）以上の場合。当該週または当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第 2 位を四捨五入する。

4 受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。

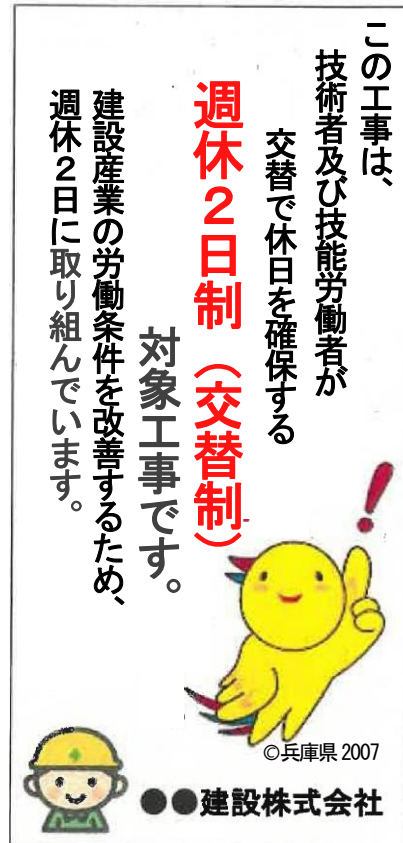
5 週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 受注者は、週休 2 日制度（交替制）から週休 2 日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



＜週休 2 日制度（交替制）対象工事であることを明記する工事看板例＞



様式 36

工 事 履 行 報 告 書

工事名								
工 期	～							
日 付	(月分)							
月 別	予定工程 % ()内は工程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				完全週休2 日達成状況 達成(○)、 未達成(×)	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C		
計								
(記事欄)								

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、 $(D) \leq (A)$ となる。

総 括 監督員	主 任 監督員	現 場 技術員	現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

